第四条を第十条とし、第三条の次に次の六条を加える。

（損害賠償実施方針）

**第四条**　法第十七条の二第二項の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　原子力事業者の氏名又は名称及び住所

二　原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

三　当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

四　前号に掲げる原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

五　原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

六　原子力損害の賠償の実施に当たつて取得する被害者の氏名又は名称及び住所並びに当該被害者に対する賠償額その他の被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

七　原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

八　法第十八条第二項第一号の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

九　法第十八条第二項第二号の指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

十　損害賠償実施方針の変更の記録（作成又は変更を行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

十一　損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

十二　損害賠償実施方針で対象とする工場又は事業所の名称及び所在地（次項ただし書の規定により工場又は事業所ごとに損害賠償実施方針を作成する場合に限る。）

2　損害賠償実施方針は、原子力事業者ごとに作成しなければならない。ただし、工場又は事業所ごとに損害賠償実施方針を作成することが適当である場合には、当該工場又は事業所ごとに損害賠償実施方針を作成することを妨げない。

3　原子力事業者は、損害賠償実施方針を作成又は変更したときは、原子炉の運転等を行う工場又は事業所の所在地の都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、その内容について説明するよう努めなければならない。

4　法第十七条の二第三項の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

5　新たに原子炉の運転等を開始しようとする者及び既に行つている原子炉の運転等とは別の原子炉の運転等を開始しようとする者は、当該原子炉の運転等の開始の日までに、当該原子炉の運転等に係る損害賠償実施方針を作成し、又は当該原子炉の運転等に係る原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項が含まれるよう損害賠償実施方針を変更し、公表するものとする。

（特定原子力損害賠償仮払金の支払の対象となる法人）

**第五条**　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条の表備考第二号の文部科学省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　学校法人

二　公益社団法人又は公益財団法人

三　一般社団法人又は一般財団法人

四　特定非営利活動法人

五　更生保護法人

六　宗教法人

七　前各号に掲げる法人のほか、文部科学大臣が指定する法人

（逸失利益等相当金額の算定方法）

**第六条**　令第三条の表備考第三号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる特定原子力損害を受けた被害者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額とする。

一　中小企業者　特定原子力損害の発生した日を含む事業年度の前事業年度以前三年度内の各事業年度のうち特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求をしようとする者が選択したもの（以下この号及び次号において「基準事業年度」という。）における売上高から売上原価を控除した金額（当該中小企業者が農林業を営む場合にあつては収入金額（当該農林業に係る収入に限る。）を当該基準事業年度の日数で除して得た金額に避難指示等又は制限指示等のあつた日から当該避難指示等若しくは制限指示等に係る特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求があつた日又は当該避難指示等若しくは制限指示等が解除される日のいずれか早い日までの期間（次号において「基準期間」という。）の日数を乗じて得た金額

二　医療法人、社会福祉法人及び前条第一号から第六号までに掲げる法人　基準事業年度における収支差額を当該基準事業年度の日数で除して得た金額に基準期間の日数を乗じて得た金額

三　前条第七号に掲げる法人　文部科学大臣が定める基準により算定した金額

（分別管理の方法）

**第七条**　法第十七条の四の管理をする者は、銀行への預金（貸付金（法第十七条の三第二項第三号に規定する貸付金をいう。以下同じ。）であることがその名義により明らかなものに限る。）により当該貸付金を管理しなければならない。

（特定原子力損害賠償仮払金の支払状況についての報告）

**第八条**　法第十七条の五の報告は、貸付け（法第十七条の三第二項第二号に規定する貸付けをいう。次条第一項において同じ。）を受けた日から起算して一月ごとに、貸付金を充てて行つた特定原子力損害賠償仮払金の支払額を記載した報告書を作成し、遅滞なく提出することによつてしなければならない。

2　前項の報告書には、貸付金を充てて特定原子力損害賠償仮払金を支払つたことを証する書類を添付するものとする。

（賠償額が確定したときの届出）

**第九条**　法第十七条の六第二項の届出は、貸付金を充てて行つた特定原子力損害賠償仮払金の支払の対象となつた特定原子力損害の賠償額、当該特定原子力損害賠償仮払金の額、貸付けを受けた原子力事業者が有する当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金又は補償契約の補償金の金額その他法第十七条の六第一項の規定により政府が取得する保険金請求権又は補償金請求権の行使に必要な情報を記載した届出書を提出することによつてしなければならない。

2　前項の届出には、同項に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「―に」を「いずれかに」に、「20万円」を「100万円」に、「(2)」を「―」に改める。

**附　則**

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

## ○文部科学省令第三十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十八条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定する業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日　　文部科学大臣　萩生田光一

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定する業務に係る財務及び会計に関する省令

（定義）

**第一条**　この省令において使用する用語は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（区分経理の方法）

**第二条**　法第五十八条の二の規定により整理する法第三十五条第二項の業務に係る経理は、その他の経理と区分し、貸借対照表勘定及び正味財産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて整理しなければならない。

2　機構は、法第五十八条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中法第五十九条第三項に規定する一般勘定において一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（検査職員の身分証明書）

**第三条**　法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

**附　則**

この省令は、令和二年一月一日から施行する。